021011.010	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格（豚肉加工品に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第１の３の２に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第４項第１号に定める価格をいう。以下この項及び第16.02項において同じ。）を、当該区分に対応する同法別表第１の３に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同法別表第１の３におけるこの号の〔2〕に定める率（例えば、9.8%の場合は0.098）に0.6を加えた数で除し、これに1.5を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第16.02項において同じ。）以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	B10**	SG3, S	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
021011.020	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B10***	SG3, S	3.3%	2.7%	2.2%	1.8%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0210.12	ばら肉及びこれを分割したもの																						
021012.010	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	B10**	SG3, S	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	B10**	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
021012.020	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B10***	SG3, S	3.3%	2.7%	2.2%	1.8%	1.5%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0210.19	その他のもの																						